

奈良県ベビーシッター利用支援事業者登録制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、就労の有無に関わらず、子育て世帯に認可外の居宅訪問型保育サービス（以下「ベビーシッター」という。）を提供しようとしているベビーシッター事業者（以下「事業者」という。）を奈良県ベビーシッター利用支援事業者として登録するために必要な事項を定める。

（登録の対象）

第2条 第1条の規定による登録（以下「登録」という。）の対象となるものは、次の（１）または（２）に掲げる事業者とする。

- （１） 公益社団法人全国保育サービス協会の会員で奈良県内に派遣が可能な事業者
- （２） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づき、認可外の居宅訪問型保育事業者として奈良県又は奈良市に届出を行っている者であって、こども家庭庁成育局長通知（令和6年3月29日こ成保第218号）に基づき、奈良県又は奈良市から「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている事業者

（登録手続等）

第3条 登録の申請をしようとする事業者は、奈良県ベビーシッター利用支援事業者登録申請書（第1号様式）（以下「登録申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により事業者から提出のあった書面を審査し、ベビーシッター利用支援事業者としての登録の可否を決定する。

3 知事は、登録を決定した事業者（以下、登録事業者）という。）に対して、登録内容に応じ、奈良県ベビーシッター利用支援事業者登録証（第2号様式）を交付するものとする。

4 知事は、審査の結果、ベビーシッター利用支援事業者として登録しないことを決定した場合は、登録の申請をした事業者に対して文書でその旨を通知するものとする。

（活動等についての照会）

第4条 知事は、登録事業者に対して、必要に応じて活動の実施状況、登録の継続等について照会できるものとする。

（登録の変更）

第5条 登録事業者は、登録事項に変更があった場合は、速やかに奈良県ベビーシッター利用支援事業者登録変更届（第3号様式）（以下「登録変更届」という。）を知事に提出するものとする。

2 知事は、登録事業者から前項の登録変更届を受理した場合は、登録内容を変更するものとする。

（登録の取消し及び抹消）

第6条 知事は、登録事業者から奈良県ベビーシッター利用支援事業者登録取消届（第4号様式）が提出されたときは、登録を取り消すものとする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

- （1）登録申請書又は登録変更届の記載事項に偽りがあった場合
- （2）第3条に規定する要件を満たさなくなつたと認められる場合
- （3）その他知事が登録事業者としてふさわしくないと判断した場合

3 前項の規定により登録を抹消した場合は、登録を抹消した事業者に対してその旨を文書で通知するものとし、通知を受けた事業者は、奈良県ベビーシッター利用支援事業者登録証（第2号様式）を速やかに知事に返還しなければならないものとする。

（データベースの公開及び取扱い）

第7条 知事は、登録事業者の情報を奈良県ホームページで公開するものとする。

2 前項の規定により公開する情報は、事業所名、所在地市町村名、ホームページURL、登録内容、事業所活動メニューの内容とする。ただし、公開すべき情報について、知事が事業の趣旨にふさわしくない等の理由により公開すべきでないと判断した場合は、公開しないものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月13日から施行し、令和7年度分の事業から適用する。